

CIRCULAR

Ref: 13/17

アウトライン

・2018年1月1日以降、ホンジュラスにおいて、油濁事故対応の新要件がタンカーおよびタンカー以外の船舶に適用されます。

メンバー各位、

ホンジュラス - 油濁事故対応の新要件

ホンジュラスにおいて、新たな油濁事故対応の要求事項が施行されます。これはタンカー及びタンカー以外の船舶に2018年1月1日より適用されます。

ホンジュラス海事当局は、法 DGMM-022-2015 にしたがって、すべての船舶は、当局が認可した油濁対応業者(OSRO)を指名しなければならないと発表しました。これは、最悪の場合の流出を、実務上最大限の範囲で除去をするため、また流出のおそれを軽減、防止するため、油除去に必要な人員及び資機材を確保するためです。

現在、上記に該当する OSRO は 1 社、つまり Ocean Pollution Control S.A Honduras 社で、漏油の際には未修正の RESPONSECON 書式で契約することに合意しています。ご存知の通り、RESPONSECON は、米国以外の全世界の水域での事故の際に、汚染事故対応の専門サービス及び資機材を調達するために使用するため BIMCO/ISCO が策定した標準契約書式です。その請負条件は汚染事故対応契約書に関するガイドラインに沿ったものです。

ホンジュラス海事当局は、ホンジュラスに入港するあるいは同国水域内で投錨しようとするすべての船舶について、国際グループ・クラブの加入証書は、汚染損害に関する登録船主の責任をカバーする保険付保の証明として十分であることを確認しています。

これは、ポートステート・コントロールに、本船が入港する、少なくとも 24 時間前に提示することが求められます。また CLC タンカーの場合、CLC 条約にしたがって本船の旗国が発行した CLC 証明書とともに提示することが求められます。(CLC 条約: 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約)

船主はまた、ホンジュラスの本船代理店を通して、スタンバイ契約(standby contract)を締結する必要があり、海上汚染事故対応の証書が Ocean Pollution Control S.A Honduras より発行されます。この契約書の文言は、国際グループのガイドラインに沿っています。この契約書は次の脚注があり、当クラブのウェブサイトからアクセスできます。“Ocean Pollution Control, S.A. Honduras Effective 01.12.2017”

国際グループのすべてのクラブは、同様の回覧を発行してします。

UK P&I クラブ 日本支店